
目安箱への投稿

■ 日付：2021/8/3

■ 件名：施工体制台帳の提出資料について

■ ご意見・お問い合わせ

施工体制台帳の記載内容（建設業法のポイント 令和3年3月版）が一部変更になりましたが、その中に作業員名簿の記載も含まれています。監督職員に提出の際には、作業員名簿を添付する必要があるのでしょうか

■ 回答

ご意見のとおり、令和2年10月1日施行の「建設業法の改正」、「建設業法施行規則の改正」によって、施工体制台帳の記載事項に【建設工事の従事者に関する事項】（→作業員名簿）が追加されることとなりました。

土木工事共通仕様書1-1-1-10 施工体制台帳に基づき、施工体制台帳の写しを監督職員に提出しなければなりませんので、施工体制台帳に作業員名簿を添付して提出願います。